

「横浜市設計・測量等委託業務 成績評価審査基準」

新旧対照表

現行	改定	備考																																								
<p>1 審査基準の対象業務から2 (1) ウ業務執行に係る過失に伴う減点 略</p> <p>2 (1) エ 事故等による減点 当該業務遂行中に受託者に起因する事故等が発生し指名停止等の措置を行った場合には、当該業務の総合評定点（100点満点換算）に対して、次の表のとおり減点するものとする。</p> <p style="text-align: center;">受託者に起因する事故等が発生した場合の減点基準</p> <table border="1" data-bbox="172 535 1255 667"> <thead> <tr> <th>措置内容</th> <th>口頭警告</th> <th>文書警告</th> <th>指名停止 2週間以上 1ヶ月未満</th> <th>指名停止 1ヶ月以上 2ヶ月未満</th> <th>指名停止 2ヶ月以上 3ヶ月未満</th> <th>指名停止 3ヶ月以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査点</td> <td>-5点</td> <td>-8点</td> <td>-10点</td> <td>-13点</td> <td>-15点</td> <td>-20点</td> </tr> </tbody> </table> <p>措置内容については、横浜市一般競争参加停止及び指名停止措置要綱の別表による。</p> <p>【適応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札前に提出した当該業務の技術提案書等が虚偽であった事実が判明した。 ・発注者の承諾なしに当該業務に関する権利義務、成果物を第三者に譲渡し又は承継し、公開した。 ・一括再委託を行った。 ・打合せ協議又は検査の実施に当たり、職務の執行を妨げた。 ・当該業務において安全管理が不適切であったために、死傷者を生じさせた業務関係者事故又は重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 <p>オ 瑕疵修補及び損害賠償による減点 委託業務成果品に、受託者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約約款のかし担保条項等に記された手続きに従い、瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の総合評定点（100点満点換算）に対して、次の表のとおり減点するものとする。ただし、ここでいう瑕疵修補とは、軽微なミスの修正ではない大幅な修補をいう。また、総合評点が採点された後に当該事象が発生した場合は、遡って減点を実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合の減点基準</p> <table border="1" data-bbox="186 1346 1240 1486"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>瑕疵修補又は損害賠償の実施</th> <th>故意又は重大な過失により 瑕疵修補又は損害賠償の実施</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査点</td> <td>-10点</td> <td>-20点</td> </tr> </tbody> </table>	措置内容	口頭警告	文書警告	指名停止 2週間以上 1ヶ月未満	指名停止 1ヶ月以上 2ヶ月未満	指名停止 2ヶ月以上 3ヶ月未満	指名停止 3ヶ月以上	審査点	-5点	-8点	-10点	-13点	-15点	-20点	区分	瑕疵 修補又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失により 瑕疵 修補又は損害賠償の実施	審査点	-10点	-20点	<p>1 審査基準の対象業務から2 (1) ウ業務執行に係る過失に伴う減点 略</p> <p>2 (1) エ 事故等による減点 当該業務遂行中に受託者に起因する事故等が発生し指名停止等の措置を行った場合には、当該業務の総合評定点（100点満点換算）に対して、次の表のとおり減点するものとする。</p> <p style="text-align: center;">受託者に起因する事故等が発生した場合の減点基準</p> <table border="1" data-bbox="1418 535 2502 667"> <thead> <tr> <th>措置内容</th> <th>口頭警告</th> <th>文書警告</th> <th>指名停止 2週間以上 1ヶ月未満</th> <th>指名停止 1ヶ月以上 2ヶ月未満</th> <th>指名停止 2ヶ月以上 3ヶ月未満</th> <th>指名停止 3ヶ月以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査点</td> <td>-5点</td> <td>-8点</td> <td>-10点</td> <td>-13点</td> <td>-15点</td> <td>-20点</td> </tr> </tbody> </table> <p>措置内容については、横浜市指名停止等措置要綱第11条及び別表による。</p> <p>【適応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札前に提出した当該業務の技術提案書等が虚偽であった事実が判明した。 ・発注者の承諾なしに当該業務に関する権利義務、成果物を第三者に譲渡し又は承継し、公開した。 ・一括再委託を行った。 ・打合せ協議又は検査の実施に当たり、職務の執行を妨げた。 ・当該業務において安全管理が不適切であったために、死傷者を生じさせた業務関係者事故又は重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 <p>オ 契約不適合の修補又は履行の追完、代金の減額、損害賠償による減点 履行の目的物に、受託者の責任に起因する契約不適合が存在し、契約約款の契約不適合責任に係る条項等に記された手続きに従い、契約不適合の修補又は履行の追完、代金の減額、損害賠償が実施された場合には、当該業務の総合評定点（100点満点換算）に対して、次の表のとおり減点するものとする。ただし、ここでいう契約不適合の修補とは、軽微なミスの修正ではない大幅な修補をいう。また、総合評点が採点された後に当該事象が発生した場合は、遡って減点を実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">契約不適合の修補又は、履行の追完、代金の減額、損害賠償が実施された場合の減点基準</p> <table border="1" data-bbox="1433 1346 2487 1486"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>契約不適合の修補又は履行の追完、代金の減額、損害賠償の実施</th> <th>故意又は重大な過失により 契約不適合の修補又は履行の追完、代金の減額、損害賠償の実施</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査点</td> <td>-10点</td> <td>-20点</td> </tr> </tbody> </table>	措置内容	口頭警告	文書警告	指名停止 2週間以上 1ヶ月未満	指名停止 1ヶ月以上 2ヶ月未満	指名停止 2ヶ月以上 3ヶ月未満	指名停止 3ヶ月以上	審査点	-5点	-8点	-10点	-13点	-15点	-20点	区分	契約不適合 の修補又は 履行の追完 、 代金の減額 、損害賠償の実施	故意又は重大な過失により 契約不適合 の修補又は 履行の追完 、 代金の減額 、損害賠償の実施	審査点	-10点	-20点	<p></p> <p>要綱の改定に伴う変更</p> <p>契約約款との表現整理</p>
措置内容	口頭警告	文書警告	指名停止 2週間以上 1ヶ月未満	指名停止 1ヶ月以上 2ヶ月未満	指名停止 2ヶ月以上 3ヶ月未満	指名停止 3ヶ月以上																																				
審査点	-5点	-8点	-10点	-13点	-15点	-20点																																				
区分	瑕疵 修補又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失により 瑕疵 修補又は損害賠償の実施																																								
審査点	-10点	-20点																																								
措置内容	口頭警告	文書警告	指名停止 2週間以上 1ヶ月未満	指名停止 1ヶ月以上 2ヶ月未満	指名停止 2ヶ月以上 3ヶ月未満	指名停止 3ヶ月以上																																				
審査点	-5点	-8点	-10点	-13点	-15点	-20点																																				
区分	契約不適合 の修補又は 履行の追完 、 代金の減額 、損害賠償の実施	故意又は重大な過失により 契約不適合 の修補又は 履行の追完 、 代金の減額 、損害賠償の実施																																								
審査点	-10点	-20点																																								
<p>2 担当監督員・主任監督員及び検査員審査基準から6 採点表等について 略</p>	<p>2 担当監督員・主任監督員及び検査員審査基準から6 採点表等について 略</p>																																									

現行

土木設計業務成績評定及び様式

このページに入力する項目はありません。

委託業務成績表 【設計業務】

発注区画・課

Table with columns for contract name, contract amount, contract date, completion date, and evaluation items (technical skills, safety, etc.).

注) 1. 各評価項目の「業務評定」は小決第一位までとする。
2. 「施工時への配慮」及び「コスト管理能力」は設計業務のみ評定の対象とする。
3. 業務評定点及び技術者評定点は小決第一位を四捨五入し整数とする。

*通知のための参考計算 (⑤+⑦) = 0

委託業務採点表【設計業務】担当・主任監督員用(1/4)から同(4/4) 略

委託業務採点表【設計業務】採点監査員

Table for evaluation criteria with columns for evaluation item, score, and explanation.

Table for evaluation criteria with columns for evaluation item, score, and explanation.

注) 単発等による減点の評価項目にある採点内容は、従来市一般競争入札者知停止及び指名停止措置要綱の取組による。

委託業務採点表【設計業務】検査員から委託業務集計表【設計業務】 略

改定

土木設計業務成績評定及び様式

このページに入力する項目はありません。

委託業務成績表 【設計業務】

発注区画・課

Table with columns for contract name, contract amount, contract date, completion date, and evaluation items (technical skills, safety, etc.).

注) 1. 各評価項目の「業務評定」は小決第一位までとする。
2. 「施工時への配慮」及び「コスト管理能力」は設計業務のみ評定の対象とする。
3. 業務評定点及び技術者評定点は小決第一位を四捨五入し整数とする。

*通知のための参考計算 (⑤+⑦) = 0

委託業務採点表【設計業務】担当・主任監督員用(1/4)から同(4/4) 略

委託業務採点表【設計業務】採点監査員

Table for evaluation criteria with columns for evaluation item, score, and explanation.

Table for evaluation criteria with columns for evaluation item, score, and explanation.

注) 単発等による減点の評価項目にある採点内容は、従来市指名停止等措置要綱11条及び12条による。

委託業務採点表【設計業務】検査員から委託業務集計表【設計業務】 略

備考

現行

測量・地質調査業務成績評定及び様式

このページに入力する項目はありません。

委託業務成績表 【測量・地質調査業務】

発注区画・課

業務名	契約の相手方	契約日	契約金額(税別)	履行完了日	技術者評定			
					主任技術者	主任技術者	-	
専門技術力	調査力、改善力	5.7	-	-	5.7	5.7	9.2	-
	業務遂行技術力	0.4	5.7	1.5	7.6	7.6	12.3	-
	コスト把握能力	-	-	-	-	-	-	-
業務執行に係る損失に伴う減点	業務執行上の過失	-	0.0	-	0.0	0.0	0.0	-
	守秘性に係る過失	-	0.0	-	0.0	0.0	0.0	-
⑤合計点		17.6	10.8	8.4	37	37	38	-
⑥事故等による減点【総括監督員】		0						
⑦取壊補修又は損害賠償による減点【総括監督員】		0						
⑧総合評定点=⑤+⑥+⑦		37						

注) 1. 各評価項目の「業務評定」は小数第一位までとする。
 2. 「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は設計業務のみ評定の対象とする。
 3. 業務評定点、技術者評定点の合計は少数第一位を四捨五入し整数とする。

※通知のための参考計算 (⑤+⑥) = 0

委託業務採点表【測量・地質調査業務等】担当・主任監督員用(1/3)から同(3/3) 略

委託業務採点表【測量・地質調査業務等】総括監督員

評価項目	評価の観点	配点	採点	評価の解説
専門技術力	業務遂行技術力	100	0.4	上記の評価項目の該当項目を総合的に判断して下欄の点数を選択する。 <input type="radio"/> 0.2 <input checked="" type="radio"/> 0.4 <input type="radio"/> 0.6
	業務執行に係る損失	0	0	業務執行上の過失及び守秘性に係る損失については、その事実関係が判明した時点で、その損失額を評価する。

評価項目	評価の観点	配点	採点	評価の解説
事故等による減点	事故等による減点	0	0	事故等による減点については、その事実関係に基づき減点を行うこと。
	取壊補修及び損害賠償による減点	0	0	取壊補修及び損害賠償による減点については、その事実関係に基づき減点を行うこと。

注) 事故等による減点の評価項目にある評価内容は、横浜市一般競争入札条例停止及び停止措置条例の取扱いによる。

委託業務採点表【測量・地質調査業務】検査員から委託業務集計表【測量・地質調査業務】 略

改定

測量・地質調査業務成績評定及び様式

このページに入力する項目はありません。

委託業務成績表 【測量・地質調査業務】

発注区画・課

業務名	契約の相手方	契約日	契約金額(税別)	履行完了日	技術者評定			
					主任技術者	主任技術者	-	
専門技術力	調査力、改善力	5.7	-	-	5.7	5.7	9.2	-
	業務遂行技術力	0.4	5.7	1.5	7.6	7.6	12.3	-
	コスト把握能力	-	-	-	-	-	-	-
業務執行に係る損失に伴う減点	業務執行上の過失	-	0.0	-	0.0	0.0	0.0	-
	守秘性に係る過失	-	0.0	-	0.0	0.0	0.0	-
⑤合計点		17.6	10.8	8.4	37	37	38	-
⑥事故等による減点【総括監督員】		0						
⑦契約不適合の補修又は履行の過失、代金の減額、損害賠償による減点【総括監督員】		0						
⑧総合評定点=⑤+⑥+⑦		37						

注) 1. 各評価項目の「業務評定」は小数第一位までとする。
 2. 「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は設計業務のみ評定の対象とする。
 3. 業務評定点、技術者評定点の合計は少数第一位を四捨五入し整数とする。

※通知のための参考計算 (⑤+⑥) = 0

委託業務採点表【測量・地質調査業務等】担当・主任監督員用(1/3)から同(3/3) 略

委託業務採点表【測量・地質調査業務等】総括監督員

評価項目	評価の観点	配点	採点	評価の解説
専門技術力	業務遂行技術力	100	0.4	上記の評価項目の該当項目を総合的に判断して下欄の点数を選択する。 <input type="radio"/> 0.2 <input checked="" type="radio"/> 0.4 <input type="radio"/> 0.6
	業務執行に係る損失	0	0	業務執行上の過失及び守秘性に係る損失については、その事実関係が判明した時点で、その損失額を評価する。

評価項目	評価の観点	配点	採点	評価の解説
事故等による減点	事故等による減点	0	0	事故等による減点については、その事実関係に基づき減点を行うこと。
	契約不適合の補修又は履行の過失、代金の減額、損害賠償による減点	0	0	契約不適合の補修又は履行の過失、代金の減額、損害賠償による減点については、その事実関係に基づき減点を行うこと。

注) 事故等による減点の評価項目にある評価内容は、横浜市条例停止等措置条例第11条及び第12条による。

委託業務採点表【測量・地質調査業務】検査員から委託業務集計表【測量・地質調査業務】 略